解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

佐賀県鳥栖市神辺町一五六九番地三

有限会社ヨコタ自動車

清算人　横田　富子

解散公告

当社は、平成三十年一月二十九日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山八二四番地三

合同会社栄翔警備保障

清算人　大城　武志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

沖縄県豊見城市瀬長九九番地

合同会社ＰＲＥＣＩＯＵＳ

清算人　藤澤　一馬

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十八年三月十四日開催の総会の決議により解散し、平成二十九年六月二十六日付けにて千葉県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

千葉県八街市富山六七番地五二

印旛郡八街町榎戸富山土地改良区

清算人　西山　行雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年十二月二十日千葉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

千葉県長生郡長生村本郷二五四八番地

内谷川沿岸土地改良区

代表清算人　東條　藤夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年一月六日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字長山一一二番地　宗教法人宇治敬神末広教会

清算人　堀口　操

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により平成二十九年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

横浜市南区永田山王台三五番一号　メゾン永田台

医療法人社団明生会

代表清算人　郭　あずさ

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月二十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

岐阜県各務原市那加不動丘二丁目二九番地

宗教法人佛光寺

清算人　村上　太胤

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年一月二十六日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十五日

愛知県名古屋市中区栄一丁目一八番一号

納屋橋東地区市街地再開発組合

清算人　山岸　博之

第四十八期決算公告

平成二十九年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	三九五
固定資産	三一八
資産合計	七一四
負債及び純資産の部	
流動負債	三九一
固定負債	二二六
株主資本	一〇二
資本金	一〇
利益剰余金	九二
（利益準備金）	（二）
（その他利益剰余金）	（八九）
（当期純利益）	（三〇）
評価・換算差額等	三
その他有価証券評価差額金	三
負債及び純資産合計	七一四

平成三十年二月十五日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

株式会社サーラビジネスソリューションズ

代表取締役社長　土屋　進司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市泉一九六〇番地八、最後の住所茨城県笠間市下郷四四四六番地二〇八

被相続人　亡　小曽納正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十五日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号　水戸ビル二階

相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字田海三〇四二番地、最後の住所千葉県館山市大賀五九四番地かにた婦人の村

被相続人　亡　山岸　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十五日

千葉県館山市北条一八六五番地

相続財産管理人　江澤　正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区高田一丁目三八二番地、最後の住所東京都足立区足立四丁目一九番三―四〇二号

被相続人　亡　新倉　壽夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十五日

東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

第14期決算公告

平成30年2月15日　愛知県豊川市宿町野川1番地27

サーラ物流株式会社

代表取締役　石川　公一

貸借対照表の要旨　（平成29年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,072,219	流動負債	1,163,102
固定資産	2,332,445	固定負債	1,386,016
		負債合計	2,549,119
		株主資本	827,759
		資本金	130,000
		資本剰余金	178,211
		利益剰余金	519,548
		利益準備金	7,757
		その他利益剰余金	511,791
		（うち当期純利益）	(49,977)
		評価・換算差額等	27,786
		純資産合計	855,545
資産合計	3,404,665	負債・純資産合計	3,404,665